

養蜂 GAP 運用規則

2022 年度第一版

2022 年 12 月 3 日発効

トウヨウミツバチ協会

< 目次 >

1. 序文
2. 「養蜂 GAP」策定の目的と「運用規則」の位置付け
3. 「養蜂 GAP」運用の対象
4. 「養蜂 GAP」運用規則
 - 4-1 基本的な運用方法／一般原則
 - 4-2 「養蜂 GAP チェックシート」の活用
 - 4-3 点検／監査の手順
 - 4-4 自己点検
 - 4-5 二者監査
5. 点検者の要件
6. 点検結果の活用
7. その他
8. 「養蜂 GAP 運用規則」の改定
9. 付帯資料一覧

1. 序文

「養蜂 GAP」は、一般の消費者を含む取引先に提供する養蜂産品が、取引先の期待する品質であることを確認、検証し、その確かさを保証するために開発されました。

養蜂産品は、原産地や特徴的な蜜源、生産工程の特色などを謳うことで差別化されてきましたが、残念ながら一部に不適切な表示がなされたことで、大きく取引先の信頼を損ねています。結果的に、昔から日本人の食卓に上り、親しまれてきたハチミツ等の消費量は伸びていません。

他方、生活の潤いを求め、ミツバチを愛玩動物として飼育する趣味養蜂家、飼養群数の数は着実に増えています。ただし残念ながら、趣味養蜂家の一部には養蜂振興法に基づく手続きや、伝染病への対処などの点で十分な知識を持たず、他者への配慮を欠いた飼育を行ってしまっているケースが散見されます。

こうした状況の中、養蜂産品の信頼を取り戻すため、また他者に配慮した養蜂業を営んでもらうため、「適正な養蜂」を明らかにした「養蜂 GAP」が策定されました。「養蜂 GAP」は多くの養蜂事業者、趣味養蜂家、業界団体、監督官庁等の協力を得ながら、「養蜂のあるべき姿」を示しています。「養蜂 GAP」に取組むことは、養蜂産品の信頼を取り戻すために、また持続可能な養蜂業を営むために、そして養蜂業界全体を持続的に発展させるために役立ちます。

「養蜂 GAP」は、「養蜂 GAP 適合基準」(「養蜂 GAP チェックシート」)／「養蜂 GAP 運用規則」(※「本書」)／「用語解説」及び「付帯資料」により成り立っています。

本書は、「養蜂 GAP 適合基準」(「養蜂 GAP チェックシート」)の適切な運用方法を示すものです。

「養蜂 GAP」を適切に運用することにより、営む養蜂業の改善すべき点が明確になります。必要な改善を実施した上で、さらに改善を積み重ねることで、より良い品質の商品を消費者、取引先にお届けすること、周囲に配慮した養蜂業を営むことが可能になります。

「養蜂 GAP」が、正しく理解、運用されるために、「養蜂 GAP 運用規則」(以下、「本書」と表記)が定められています。養蜂に係るすべての事業者、養蜂家において「本書」が有効に活用され、「養蜂 GAP」が適切に運用されることを期待します。

2. 「養蜂 GAP」策定の目的と「運用規則」の位置付け

「養蜂 GAP」は、養蜂(趣味養蜂を含む)を適正に営むためにあるべき姿を明確にすること、そして多くの養蜂家に取組んでいただくことを目的として策定されています。

そのため、

- ・ 「養蜂 GAP 適合基準」では、養蜂業のあるべき姿、目標を明確にし
- ・ 「養蜂 GAP チェックシート」として、養蜂に携わる方々が改善すべき点を見つけることを助け、
- ・ 「本書」では、「養蜂 GAP」の運用の方法、運用する際の注意点を明確にして不適切に使用されることを防ぐことを目指しています。

つまり「養蜂 GAP」は、「あるべき姿」を「目標」として明らかにし、その目標に向かって、より良い状態にすること、努力することを関係者に促すために策定されています。「養蜂 GAP」を活用し、各種制度に従った、周囲からも取引先からも認められる、持続可能な養蜂業としていくことを目標としています。

また「本書」では、

- ・ 取引先、消費者にたしかな養蜂産品を提供し続けるための基盤作り、養蜂家、養蜂業者、流通事業者、販売店等のコミュニケーションの有り方を、「検証」という仕組みを活用して構築すること
- ・ 養蜂家、養蜂業者、流通事業者、販売店等が協力して点検活動を行うことにより、他者の目を通じて自らの到達点と課題を明らかにするとともに、PDCAサイクルに基づいてより良い養蜂を実践するための指針を提供すること
- ・ すべての養蜂業者がひとつのシステムにまとまって取組むことにより、システムの標準化を図り、「養蜂 GAP」を合理的、効率的に運用し、消費者にお届けする養蜂産品の品質管理レベルを向上させ、標準化を図ることを目指すための手法を提供しています。

「養蜂 GAP」は、「養蜂 GAP 適合基準」や「養蜂 GAP チェックシート」がそれぞれ単独で成り立っているのではありません。使用方法を誤れば、「養蜂 GAP」策定の目的が達成されないばかりか、養蜂業全体の不利益になることもあり得ます。

現状の養蜂業を見直し、多くの消費者、取引先に評価してもらえるような養蜂業とするために、ほぼすべての関係者が「養蜂 GAP」を理解し、取組むことが重要です。

「本書」は、「養蜂 GAP」を運用するための手順書です。誤った運用がされないように、また各適合基準への取組みの標準化を図り、徹底するためのものです。「養蜂 GAP」が人や組織によって解釈が異なり、恣意的な運用がされないとは限りません。恣意的な解釈や運用を許容すれば、養蜂業者／流通業者／消費者からの不信を招き、業界全体の信用、信頼の問題に発展しかねません。

「養蜂 GAP」が適切に運用されることは、「養蜂」事業、趣味を含む「養蜂」活動全体が社会的に信頼を得ていく上でのひとつの要件であり、それを現実のものとしていくために「本書」は作成されています。

こうした目的を達成するために、関係者相互のコミュニケーションをとるためのツールとして、「養蜂 GAP」を活用してください。

3. 「養蜂 GAP」運用の対象

「養蜂 GAP」は、養蜂業者(副業含む)から趣味養蜂を含む「全てのミツバチ飼育者」を対象としています。そのため、「農場から食卓まで」(from Farm to Table) のうち、ミツバチの飼養から蜂蜜等を採取し容器に詰める段階までを含みます。

「養蜂 GAP」の対象者は、

- ・ 個人として養蜂を行う者
- ・ 法人として、事業として養蜂を行う者

です。

ハチミツ等の養蜂産品を消費者向けに販売するために瓶詰等を行う工程は、食品衛生法に定める「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」に準じて管理されます。ハチミツ等の養蜂産品を仕入れ、瓶詰等加工を行って販売、消費者等に提供する事業についても同様です。

4. 「養蜂 GAP」運用規則

「養蜂 GAP」の実施主体と運用の責任は、一般社団法人トウヨウミツバチ協会と、その趣旨に賛同し、「養蜂 GAP」に取り組む各養蜂家に存在します。

各養蜂事業者(養蜂家)は、「養蜂 GAP」が定める目標の状態に到達するために、生産工程の管理を行い、自己点検を行います。この自己点検によって、自らの養蜂の自改善すべき点を明らかにし、継続的に改善します。その上で、「養蜂 GAP」を理解した取引先や関連組織の二者点検を受けるなどして、管理能力の向上を図ります。

二者監査を行う個人、事業者は、「養蜂 GAP」の内容、仕組み等をよく理解していなければなりません。そのため一般社団法人トウヨウミツバチ協会は、自己点検、二者監査に当たる人員の教育の仕組みを構築し、運用方法や判断基準の統一を図ります。また一般社団法人トウヨウミツバチ協会は、自己点検や二者監査が適切に行われているか、「養蜂 GAP」に取り組む事業者に報告を求める、適切に点検、監査を行っているか確認を行うなどして、その管理、監督をします。

一般社団法人トウヨウミツバチ協会は、「養蜂 GAP」を管理し、それが養蜂に関連する事業者(養蜂家)において徹底されることを、以降に述べる自己点検及び二者監査の活動を通じて促していきます。

「養蜂 GAP」の項目の説明

- ・ 「区分」： 管理の対象となる守備範囲を示しています。
- ・ 「項目」： 管理の対象となる業務を示しています。
- ・ 「管理対象／管理工程／取組み要求事項」： 管理の対象となる工程と取組みを示しています。
- ・ 「適合基準」： 管理対象が適切にコントロールされている状態、もしくはその状態にするために実行すべき事項、実行する際に意識すべきことを示しています。
- ・ 「(参考) 範囲／対象及び取組例」： 「適合基準」に到達するための具体的な手法や、取組み方法を例示しています。必ずやらなければならないわけではなく、独自の手法、方法で「適合基準」の状態を目指していただいで構いません。何をしたらよいか、わからない場合に参照してください。
- ・ 「個別該当」： 飼養するミツバチの種類、養蜂活動の内容等に合わせ、対象となるか、ならないかを選択する項目です。
- ・ 「チェック欄」： 自己点検や監査の結果を記録する欄です。「○」＝達成できている／「×」＝達成できているとは言えない／「－」＝確認不足、証拠不足など「○」「×」の判断ができない場合に記録します。

4-1. 基本的な運用／一般原則

「養蜂 GAP」は、適合基準に準拠した養蜂(業)が営まれることをもって、養蜂製品の品質を管理し、保証する仕組みです。あわせて環境への配慮、自身や家族、従業員の安全を確保することにより、持続可能な養蜂業を目指します。従って、「養蜂 GAP」に取り組むに当り最も大切なことは、まじめで嘘をつかず、前向きに品質、経営改善に取り組もうとする姿勢で臨むことです。ごまかしても、甘く評価しても、養蜂(業)は改善されません。取引業者との信頼関係を築くためにも、真摯に向き合うことが重要です。

二者監査のツールとして「養蜂 GAP」を活用する事業者は、優越的地位を利用した取引や「養蜂 GAP」への取組みを強制することなく、自立・対等を基礎にした公正な取引を継続し、まじめで意欲的な養蜂業者とともに共同で養蜂製品の品質向上に取り組む姿勢を持ち続けてください。

少なくとも年に一回以上、点検を行って、養蜂業を見直します。自己点検や二者監査の結果を活用し、継続的に「より良い養蜂業」に近づけましょう。

4-2. 「養蜂 GAP チェックシート」の活用

「養蜂 GAP」は、適合基準＝養蜂のあるべき姿を示すとともに、その到達点を自己点検、二者監査できるようにチェックシートとなっています。チェックを行う前に、まず自らの飼養するミツバチの種類、養蜂活動の内容等に合わせ、対象となるか、ならないかを選択します。該当しない項目は、達成しようがない目標だからです。

次に、どの「区分」「項目」からでも構いません。点検者が興味のある部分(二者点検の場合は重視する部分)から、「適合基準」の内容をよく読み、「厳しく見て」目標の状態に到達している(出来ている)か、到達していない(出来ていない)かを評価し、「チェック欄」に結果を記録します。

「養蜂 GAP チェックシート」は、養蜂(業)としてどこに弱点があるか記録するための道具でもあります。可能であれば、到達している／到達していないと評価した理由、根拠も記録しておくといいでしょう。

4-3. 点検／監査の手順

点検／監査の準備作業は、以下の手順で行います。

- ・ 一年間の養蜂期間のうち、いつ、どの項目(「区分」「項目」「管理対象」等)を、誰が点検するか、計画を立てます。二者監査の場合は、監査の対象となる養蜂場と、監査の計画を打合わせします。
- ・ 二者監査の場合は、二者監査の実施前に、被監査養蜂場に「自己点検」を行っておくように依頼します。
- ・ 自己点検／監査に活用する文書類(飼養・採蜜記録、一年間の苦情等の記録、出荷・販売の記録、届け出書類、使用している資材の説明書等)、前回の点検／監査の結果、必要な道具類などを整理します。
- ・ 自己点検の場合は養蜂場の作業者に、二者監査の場合は被監査養蜂場に、点検／監査の対象を最終的に確認します。
- ・ 自己点検／二者監査を開始します。「適合基準」は、「養蜂 GAP」の要求事項の達成状況を把握するために設定されています。文書類の作成、目的達成のための機能を有するかどうか、確認すべき事項が具体的に明記されています。
- ・ 「適合基準」にすべて適合していれば、該当する「管理項目」の要求事項が達成されていると判断することができます。
- ・ 点検／監査作業は、事実を確認し、客観的証拠を収集することです。点検者／監査者は、よく観察、調査し、見聞きしたことを被点検者と相互に確認、承認して初めて、客観的証拠として採用します。
- ・ 点検／監査した結果を記録します。
- ・ 最終的に、点検者／監査者からの報告、指摘事項の提示を行います。
- ・ 被点検者／被監査者と協議し、改善方法を合意します。
- ・ 改善状態の確認について、時期、方法を打合せして終了です。

4-4. 自己点検

自己点検とは、養蜂家、養蜂事業者が自らの養蜂の場所や飼養方法、届出等の適切性を確認するために実施するものです。いわゆる「内部監査」に該当します。

養蜂業者(養蜂家)は、自らの現状を把握、認識し、共通の物差しである「養蜂 GAP」によって自己点検(内部監査)を行い、自らの長所と短所を見つけることができます。

他者に指摘されての受動的な改善活動ではなく、養蜂業者(養蜂家)自らが自己点検(内部監査)により、自ら気づき、自立的に改善活動を継続していくことができます。

自己点検では、以下の点をしっかり確認しましょう。

- ・ トレーサビリティ(特定出荷日の伝票を基準にしての遡及と追跡)ができるか、確認します。
- ・ 近隣からの苦情、商品等のクレーム等に対応したことが記録され、再発していないか確認します。
- ・ 前回の点検の結果、「×」と判断した項目が改善されているか、確認します。

4-5. 二者監査

二者監査は、養蜂産品を仕入れる事業者等が、仕入れ先である養蜂業者(養蜂家)に対して実施するものです。これまで統一的な養蜂業者の評価基準がなかった監査に対し、客観的に、同じ物差しで、それぞれの養蜂業者の活動を評価できる有効な仕組みです。

「4-3. 点検／監査の手順」に加え、以下の手順が加わります。

- ・ 監査の目的を伝えます。「養蜂 GAP」を活用した二者点検は、被監査者に対してダメ出しをすることを目的としていません。また取引の条件、不正の摘発に活用してもいけません。あくまで協力して弱点を発見し、改善していくことを目的としていることを伝えます。
- ・ 合わせて被監査者に対し、協力を依頼します。二者監査は、被監査者が虚偽の報告をする、偽装するといったことがあると適切な評価ができません。お互いに協力して良い養蜂業を目指す活動なのだを認識し、協力を要請してください。
- ・ 被監査対象の養蜂業者(養蜂家)に対し、守秘義務を遵守する旨の誓約書を提示します。二者監査では、養蜂業者(養蜂家)の多くの秘匿すべき情報(個人情報、取引情報、独自の技術情報等)に接する機会があります。こうした情報を外部に漏らさない、許可なく活用しない、といった守秘義務を誓約します。二者監査では、秘匿すべき情報が漏洩するリスクがあり、仮にそのようなことが生じれば、「養蜂 GAP」を活用した二者監査の仕組み自体の信頼性が損なわれます。様式はとくに定めませんが、必ず秘匿すべき情報を漏らさないことを宣言してください。
- ・ 監査のスケジュールを確認します。点検場所、移動順序、終了時間を確認し、スムーズに監査が完了するように手配します。
- ・ 二者監査を始める前に、被監査者が実施した自己点検の結果を把握します。被監査者がどのような点に気付いているのか、どこに弱点があるのか把握してから監査を実施すると、より効率的です。
- ・ 監査活動中は、被監査者の指示に従います。養蜂場には、危険な箇所、危険な道具があります。興味本位で勝手に器具等に触る、移動するなどしないようにします。
- ・ 監査中に不適切な管理、作業を発見した場合は、必ず被監査者に伝えます。二者監査では、よく観察し、よく聞き取りし、よく照合して確認作業を進めます。
- ・ 監査の結果をできるだけ正確に記録します。「○」にした理由、「×」にした根拠なども記録すると、被監査者に結果(弱点)を提示する、改善を促すことに有効です。

- ・ 最終的に、監査の結果を伝え被監査者と協議し、改善方法を合意します。

被監査者の有する現在の管理能力を測定し、測定結果をもとに改善、管理能力の向上につなげるためであるという認識が必要です。以上の手順を通じ、被監査者の管理能力の向上を目指してください。

二者監査の最大の目的は、養蜂業者の自己点検とそれに基づく改善活動の有効性を確認し、養蜂業者の自律的な改善活動を支援することにあります。自律的な改善活動により、適合項目を増やすことで養蜂製品の品質向上を図ることができます。取引業者、養蜂業者は、より良い養蜂業をともに目指す活動のひとつとして、二者監査を活用してください。

5. 点検者の要件

「養蜂 GAP」の点検、監査の作業は、被点検者／被監査者と良好な関係を維持しつつ進める必要があります。「養蜂 GAP」の点検／監査作業は「誰でもできる」ことを目指して開発されていますが、「誰がやってもよい」ということではなく、以下の姿勢が大切です。

- ・ 被点検者と売買関係ではない対等な立場で実施してください。
- ・ 被点検者と協力して、養蜂製品の品質を向上させるための活動であることを認識してください。
- ・ 被点検者を差別しないでください。

また、点検者／監査者は、以下の心構えを持っていることが求められます。

- ・ 積極的に調査をしてください。
- ・ 問題意識を持ち活発に質問してください。
- ・ 被点検者との共同作業を意識して臨んでください。
- ・ 柔軟性のあるアプローチで、固定観念にとらわれず飼養方法などを評価してください。
- ・ 知り得た情報の重要性を認識し守秘義務を徹底してください。

とくに守秘義務の遵守は重要です。

「養蜂 GAP」の運用に携わる人員、組織は、守秘義務を負います。

点検者／監査者は、点検／監査活動を通じて被点検者／監査者の資産、家族などの個人情報、飼養技術、飼養場所、管理手法、経営手法や、他者への納入価格、納期などの情報を入手し得ることを理解し、これらが守秘義務の対象であることを十分に認識する必要があります。

守秘義務の対象となる情報は、「養蜂 GAP」の運用においてのみ活用され、その他の活動(取引、他産地の開発、商品企画など)に流用されてはなりません。

守秘義務に反する行為を、養蜂業者、監査者のうちひとつでも行くと、「養蜂 GAP」のシステム全体の信頼を失墜し、被点検者／被監査者の協力は得られなくなります。

点検者／監査者は、これらの姿勢と心構えを備えると同時に、常に目線を揃え、適合基準の解釈や判断にずれが生じないようにしなければなりません。そのため点検は、一般社団法人トウヨウミツバチ協会が開催する「講習会」を修了した人を中心に実施します。

点検者／監査者は、日常的に客観的事実の把握のための観察、照合作業、聞き取り調査などの力量を高めるように、常に教育・訓練を積み重ねていくことが大切です。あわせて、飼養方法、新しい衛生管理や防疫の技術、養蜂場の地

理的条件、養蜂製品の品質特性への理解、各種関連法規などの知識を持つておく必要があります。

6. 点検結果の活用

点検者／監査者は、「養蜂 GAP チェックシート」の「チェック欄」に、「適合基準」に基づき、点検結果を記録します。点検結果は次のとおり記入します。また、結果が被点検者／被監査者に対して改善を要求する根拠となることを理解し、事実を抽出して正確に記載します。

適合＝「○」

不適合＝「×」

該当なし、証拠不十分、未点検、未確認＝「－」

「○」「×」となった事実、「－」となった理由や送り事項をコメントとして記録することも推奨されます。「△」のような曖昧な記述はしないように心がけましょう。自己点検と二者監査の評価が異なった場合は、相違点についてコメントを記述し、二者監査の内容を相互に確認します。

点検／監査の結果を元に、改善すべき事項を協議します。協議した結果、改善が必要であることを改善要請として伝達します。改善要請とは、対処や修正とは異なり、指摘された事実が二度と発生しないように対策を講じることを求めることを指します。それは、以下のような方法で行います。

その場で直に対処、修正できる項目については改善要請とする必要は無く、点検作業中に指摘して改善を求めましょう。

改善を要請する際には、被点検者／被監査者の現状を根本的に改善し、管理や品質の向上に効果的であることが求められます。そのため点検者／監査者は、以下のような点に注意して改善要請を行います。

- ・ 品質管理上の重大な欠点を優先します。
- ・ 品質の改善が期待でき、苦情等の減少に効果がある内容になっていることが大切です。
- ・ 過剰な経済的負担を必要としない提案をしましょう。

被点検者／被監査者は、改善の要請を受けて、どの様に改善するか、計画を回答します。その場で回答してもよいですし、十分に検討し、後日回答しても構いません。

ただし、改善の計画が実行されるまで、管理の状況に欠陥がある状態が継続するわけですから、できるだけ速やかに（概ね四週間以内）改善計画を立て、報告することが望ましいです。

提示された改善計画により、指摘事項が根本的に解決できるか、点検者／監査者と被点検者／被監査者とで検討します。検討の結果、提示された改善要請が効果的であると判断した場合、その改善計画を承認します。効果が期待できないと判断した場合は、その理由を正確に伝え、再考を促します。点検者／監査者は、改善計画の内容を確認し、アドバイスしましょう。

最終的には、是正措置の妥当性の評価（効果の有無、効果がなければ更なる改善要請を検討）を、次回の点検／監査時に確認することになります。

次回以降、改善計画が効果を発揮しているかどうか、再点検／再監査を実施します。再点検／再監査は、次回の点

検時に合わせて実施することも可能です。しかし、問題が重大なものである場合など、できるだけ迅速に管理の向上を図る必要がある場合には、点検作業の終了から概ね三か月以内に実施します。この際には、現地に行って点検するだけでなく、被点検者から改善後の画像データを送っていただき、改善内容を確認するという方法も再点検に含まれます。

7. その他

二者監査の場合は、以下の点に注意して、運用してください。

- ・ 取引先であると同時に、共通の消費者を対象とする共同の事業者として、被監査者の協力を要請します。一方的に取引先に参加することを義務付けたり、費用を負担させたり、高圧的な態度で臨んではなりません。
- ・ 対象の養蜂業者を公平に扱わなければなりません。監査に協力的であるか、内容を理解しているかなど、被監査者の姿勢に対して評価をするのではなく、一つひとつの客観的な事実について評価しなければなりません。
- ・ 監査者は、被監査者が積極的かつ協力的に対応できる環境や条件を整えることに十分留意する必要があります。

また、一律に適用することにも注意が必要です。「養蜂GAP」の運用に際しては、すべての養蜂業者(養蜂家)に一律に適用すべきではありません。取引及び契約形態、規模や諸条件を勘案し、「区分」や「適合基準」を当てはめるか、監査の頻度や範囲などを決め、合意することが必要です。

さらに運用上、以下の行為は禁止されます。

- ・ 監査者は、養蜂業者(養蜂家)に対し、「養蜂 GAP」の導入を強制してはなりません。
- ・ 同様に導入や、適合基準への適合率、一定レベルの得点などを取引の条件としてはなりません。

点検や監査の際には、適切に時間も管理しましょう。点検／監査作業は、被点検者／被監査者に費用の負担を生じさせます。そのため点検時間は、適切に管理され計画通りに進行されることが望ましいです。計画した点検時間を超過するような場合は、点検作業を終了し、次回の点検作業に引継ぎます。このことは、今回の「養蜂 GAP」が審査や評価を目的としていないために可能なことです。

点検や監査中に不測の事態が生じた場合は、直ちに作業を打ち切り、被点検者と善後策を協議します。不測の事態とは、重要人物に緊急の用事が発生した、重大な法令抵触、契約違反が発見された、重大な事故が発生した、などの場合です。

点検作業は、与えられた時間内で最大限の努力を払って実施されますが、点検漏れが生じる／客観的証拠が十分に入手されないなど、時間内で判断できない項目が発生することもあります。この場合も、次回以降の点検計画に反映させることが必要です。

点検作業中は、とくに被点検者と積極的に情報交換し、点検項目や事実を共通認識とすることに努め、的確に時間を管理し、適切な質問の準備、観察すべき事項の把握に努めます。

点検作業においては、非点検者の許諾なく施設に立ち入るなど、勝手な行動をしないことが重要です。許諾を得てか

ら点検作業に当たりますよう。

以上の諸注意を守り、適切に点検／監査を行い、「養蜂 GAP」を達成できるように努めましょう。

8. 「養蜂 GAP 運用規則」の改定

- ・ 本書「養蜂 GAP 運用規則」は、一般社団法人トヨウミツバチ協会が管理責任を負い、原本を管理します。
- ・ 本書の改定は、各事業者による点検、監査の活動を定期的に総括し、見直しを行います。見直しの結果、改定が必要かどうかの判断等は、一般社団法人トヨウミツバチ協会が決定します。
- ・ 改定作業に関しては、一般社団法人トヨウミツバチ協会が専門家、関係者等を参集し、協議、決定します。
- ・ 一般社団法人トヨウミツバチ協会は、本書の買い手尾を行った際には、速やかに関係者に告知、公表します。好評の方法は、「養蜂 GAP」の関連資料の公開ページ上で行うものとします。

「養蜂 GAP」の内容、運用方法についてのお問い合わせ先： ●●●

9. 付帯資料一覧

「養蜂 GAP」は、以下の文書で構成されます。

- ・ 「養蜂 GAP」(適合基準／チェックシート):GAP(Good Agricultural Practices) は、養蜂活動の生産工程における食品安全、環境(資源)保全、労働安全等のリスクを低減するための改善点を見出し、より良い生産、持続可能な生産を実現するための「達成すべき目標」を明確にしたツールです。
- ・ 「運用規則」:本書のことです。本書では、「養蜂 GAP」が恣意的な運用がなされないようにするため、全体的な概念と「養蜂 GAP」の統一的な運用や活用の方法、点検等の各種手順を定めています。

「養蜂 GAP」には、以下の付帯文書が開発されています。

- ・ ●●●事務局が作成した、各種の「養蜂 GAP」に付帯する文書類

これらの資料に関しましては、以下の URL より PDF でダウンロードしてご活用ください。

ダウンロード用 URL

<https://●●●>

以上